

【別添1-5】

# 令和8年度 水質分析実施計画

薩摩川内市  
水道事業  
《 祁答院地域 》

令和8年度 水質分析実施計画 【祁答院地域】

薩摩川内市水道事業										計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数	検体数			
水源	中武	砂石 (第1・第2)	下手	黒木 (矢立)	黒木 (黒木浦予備)	黒木 (宮脇)	蘭牟田 (横石)	上手 (秋上)	牟田		9項目	9項目	52項目	9項目	9項目	省略 不可能 項目	9項目	9項目	省略 不可能 項目	9項目	9項目	省略 不可能 項目					
浄水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	12	96	検体	
	○			○				○		3	かび臭2項目											5	15	検体			
原水 40 項目	表流水	○			○			○		3			3											1	3	9 検体	
	湧水		○					○	○	3			3										1	3			
	深井戸			○		○	○			3			3										1	3			
過去指標菌検出状況		○	○		○		○	○	○	7	クリプトスポリジウム等対策指針【検査頻度と回数】																
原水監視レベル 3・4	指標菌：毎月	○	○		○		○	○	○	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	12	84	検体	
クリプトスポリジウム等	原水検査：4回／年	○	○		○		○	○	○	7			7			7			7			7	4	28	検体		
原水監視レベル 2	指標菌：4回／年			○		○				2			2			2			2			2	4	8	検体		
原水監視レベル 1	指標菌：1回／年																								検体		
原水監視レベル 1	40項目：回／年																										

- \* レベル3・4で指標菌を検出する原水は指標菌を毎月とクリプトスポリジウム及びジアルジアを4回／年実施する。
- \* レベル2で指標菌の検出がないものは指標菌を4回／年実施する。
- \* レベル1で指標菌の検出がないものは原水40項目を1回／年と指標菌を1回／年実施する。
- \* 原水に関しては、全水源を対象とし原水40項目を1回／年実施する。
- \* 各施設毎の浄水検査内容は、次ページ以降に記載する。

令和8年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 祁答院地域 (中武)

<採水地点：中武地区防火水槽>

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	10	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されな ないこと	-	-	検査されな ない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
4	水銀及びその化合物			○													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
5	セレン及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
6	鉛及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
8	六価クロム化合物			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
9	亜硝酸態窒素			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○				○				○		10	2.0	1.0	0.6	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物			○													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
14	四塩化炭素			○													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
15	1,4-ジオキサン			○													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
17	ジクロロメタン			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
18	テトラクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
19	トリクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
20	ペルフルオロカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシ酸 (PFOA)			○			○				○				○		0.00005	0.000010	0.000005		令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度 (3年間) まで1年に4回以上の検査 (水道法：4回/年)
21	ベンゼン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
22	塩素酸			○			○				○				○		0.6	-	-	0.10	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
23	クロロ酢酸			○			○				○				○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
24	クロロホルム			○			○				○				○		0.06	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
25	ジクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
27	臭素酸			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
28	総トリハロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.011	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
29	トリクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン			○			○				○				○		0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
31	ブロモホルム			○			○				○				○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
32	ホルムアルデヒド			○			○				○				○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物			○													0.2	0.04	0.02	0.03	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)
35	鉄及びその化合物			○													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
36	銅及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物			○													200	40.0	20.0	6.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
38	マンガン及びその化合物			○													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.6	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)			○													300	60	30	17	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
41	蒸発残留物			○													500	100	50	61	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)
42	陰イオン界面活性剤			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
43	ジェオスミン			○		○	○	○	○	○	○						0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール			○		○	○	○	○	○	○						0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤			○													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類			○													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.6	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
		9	11	52	11	11	25	11	9	23	9	9	23				項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

令和8年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 祁答院地域 (砂石)

<採水地点：あさひ団地公園>

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されな ないこと	-	-	検査されな ないこと	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
4	水銀及びその化合物			○													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
5	セレン及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
6	鉛及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
8	六価クロム化合物			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
9	亜硝酸態窒素			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○				○				○		10	2.0	1.0	0.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物			○													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
14	四塩化炭素			○													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
15	1,4-ジオキサン			○													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
17	ジクロロメタン			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
18	テトラクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
19	トリクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
20	ペルフルオロオキサン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)			○			○				○				○		0.00005	0.000010	0.000005		令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度 (3年間) まで1年に4回以上の検査 (水道法：4回/年)
21	ベンゼン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
22	塩素酸			○			○				○				○		0.6	-	-	0.14	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
23	クロロ酢酸			○			○				○				○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
24	クロロホルム			○			○				○				○		0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
25	ジクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
27	臭素酸			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
28	総トリハロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
29	トリクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン			○			○				○				○		0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
31	ブロモホルム			○			○				○				○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
32	ホルムアルデヒド			○			○				○				○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
35	鉄及びその化合物			○													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
36	銅及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物			○													200	40.0	20.0	7.3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
38	マンガン及びその化合物			○													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.2	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)			○													300	60	30	42	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)
41	蒸発残留物			○													500	100	50	90	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)
42	陰イオン界面活性剤			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
43	ジェオスミン			○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール			○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤			○													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類			○													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	8.1	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
		9	9	52	9	9	23	9	9	23	9	9	23				項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

令和8年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 祁答院地域 (下手)

<採水地点：小牧地区防火水槽>

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	20	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されな ないこと	-	-	検査されな ないこと	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
4	水銀及びその化合物			○													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
5	セレン及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
6	鉛及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.002	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)
8	六価クロム化合物			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
9	亜硝酸態窒素			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○				○				○		10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○													0.8	0.16	0.08	0.14	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)
13	ホウ素及びその化合物			○													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
14	四塩化炭素			○													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
15	1,4-ジオキサン			○													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
17	ジクロロメタン			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
18	テトラクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
19	トリクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
20	ペルフルオロカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)			○			○				○				○		0.00005	0.000010	0.000005		令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度 (3年間) まで1年に4回以上の検査 (水道法：4回/年)
21	ベンゼン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
22	塩素酸			○			○				○				○		0.6	-	-	0.11	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
23	クロロ酢酸			○			○				○				○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
24	クロロホルム			○			○				○				○		0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
25	ジクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
27	臭素酸			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
28	総トリハロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
29	トリクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン			○			○				○				○		0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
31	ブロモホルム			○			○				○				○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
32	ホルムアルデヒド			○			○				○				○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
35	鉄及びその化合物			○													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
36	銅及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物			○													200	40.0	20.0	10.2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
38	マンガン及びその化合物			○													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	4.4	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)			○													300	60	30	33	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)
41	蒸発残留物			○													500	100	50	141	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
42	陰イオン界面活性剤			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
43	ジェオスミン			○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール			○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤			○													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類			○													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.9	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
		9	9	52	9	9	23	9	9	23	9	9	23				項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

令和8年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 祁答院地域 (黒木【矢立】)

<採水地点：会田農村公園>

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値	理由		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10				
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)	
3	カドミウム及びその化合物			○														0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
4	水銀及びその化合物			○														0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
5	セレン及びその化合物			○														0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
6	鉛及びその化合物			○														0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
7	ヒ素及びその化合物			○														0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
8	六価クロム化合物			○														0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
9	亜硝酸態窒素			○														0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○				○							0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○				○							0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○														0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
13	ホウ素及びその化合物			○														0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
14	四塩化炭素			○														0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
15	1,4-ジオキサン			○														0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン			○														0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
17	ジクロロメタン			○														0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
18	テトラクロロエチレン			○														0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
19	トリクロロエチレン			○														0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
20	ペルフルオロカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシ酸 (PFOA)			○				○										0.00005	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度 (3年間) まで1年に4回以上の検査 (水道法：4回/年)	
21	ベンゼン			○														0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
22	塩素酸			○			○				○							0.11	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)	
23	クロロ酢酸			○			○				○							0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)	
24	クロロホルム			○			○				○							0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)	
25	ジクロロ酢酸			○			○				○							0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)	
26	ジブロモクロロメタン			○			○				○							0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)	
27	臭素酸			○			○				○							0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)	
28	総トリハロメタン			○			○				○							0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)	
29	トリクロロ酢酸			○			○				○							0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)	
30	ブロモジクロロメタン			○			○				○							0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)	
31	ブロモホルム			○			○				○							0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)	
32	ホルムアルデヒド			○			○				○							0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)	
33	亜鉛及びその化合物			○														0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
34	アルミニウム及びその化合物			○														0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
35	鉄及びその化合物			○														0.04	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)	
36	銅及びその化合物			○			○				○							0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
37	ナトリウム及びその化合物			○														5.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
38	マンガン及びその化合物			○														0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○														300	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
41	蒸発残留物			○														500	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)	
42	陰イオン界面活性剤			○														0.2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
43	ジェオスミン			○		○	○	○	○									0.00001	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)	
44	2-メチルイソボルネオール			○		○	○	○	○									0.00001	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)	
45	非イオン界面活性剤			○														0.02	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
46	フェノール類			○														0.005	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)	
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	異常でないこと 異常なし 検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	異常でないこと 異常なし 検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)	
		9	11	52	11	11	25	11	9	23	9	9	23					項目数		

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

令和8年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 祁答院地域 (黒木【宮脇】)

<採水地点：宮脇浄水場>

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	7	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されな ないこと	-	-	検査されな ないこと	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
4	水銀及びその化合物			○													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
5	セレン及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
6	鉛及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
8	六価クロム化合物			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
9	亜硝酸態窒素			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○				○				○		10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物			○													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
14	四塩化炭素			○													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
15	1,4-ジオキサン			○													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
17	ジクロロメタン			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
18	テトラクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
19	トリクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
20	ペルフルオロオキサン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)			○			○				○				○		0.00005	0.000010	0.000005		令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度 (3年間) まで1年に4回以上の検査 (水道法：4回/年)
21	ベンゼン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
22	塩素酸			○			○				○				○		0.6	-	-	0.07	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
23	クロロ酢酸			○			○				○				○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
24	クロロホルム			○			○				○				○		0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
25	ジクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
27	臭素酸			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
28	総トリハロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
29	トリクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン			○			○				○				○		0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
31	ブロモホルム			○			○				○				○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
32	ホルムアルデヒド			○			○				○				○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.04	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
35	鉄及びその化合物			○													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
36	銅及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物			○													200	40.0	20.0	7.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
38	マンガン及びその化合物			○													0.05	0.010	0.005	0.002	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	4.7	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)			○													300	60	30	45	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)
41	蒸発残留物			○													500	100	50	136	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
42	陰イオン界面活性剤			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
43	ジェオスミン			○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール			○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤			○													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類			○													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	8.0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

令和8年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 祁答院地域 (蘭牟田)

<採水地点：千貫中継ポンプ場>

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されな ないこと	-	-	検査されな ないこと	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物			○													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○				○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○				○						10	2.0	1.0	0.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物			○													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素			○													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン			○													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキサン酸(PFOs)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)			○			○				○						0.00005	0.000010	0.000005		令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/年)
21	ベンゼン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸			○			○				○						0.6	-	-	0.08	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸			○			○				○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム			○			○				○						0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸			○			○				○						0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン			○			○				○						0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸			○			○				○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン			○			○				○						0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸			○			○				○						0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン			○			○				○						0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム			○			○				○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド			○			○				○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物			○													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物			○													200	40.0	20.0	7.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物			○													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.4	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○													300	60	30	41	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
41	蒸発残留物																500	100	50	107	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
42	陰イオン界面活性剤			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン			○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール			○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤			○													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類			○													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.9	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
		9	9	52	9	9	23	9	9	23	9	9	23				項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

令和8年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 祁答院地域 (上手)

<採水地点：桜渡農村公園>

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されな ないこと	-	-	検査されな ない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物			○													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○				○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○				○						10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物			○													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素			○													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン			○													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロカルボン酸(PFOs)及び ペルフルオロアルコキシ酸(PFOA)			○			○				○						0.00005	0.000010	0.000005		令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/年)
21	ベンゼン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸			○			○				○						0.6	-	-	0.19	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸			○			○				○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム			○			○				○						0.06	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸			○			○				○						0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン			○			○				○						0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸			○			○				○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン			○			○				○						0.1	-	-	0.014	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸			○			○				○						0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン			○			○				○						0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム			○			○				○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド			○			○				○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物			○			○				○						0.2	0.04	0.02	0.09	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
35	鉄及びその化合物			○			○				○						0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物			○			○				○						1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物			○													200	40.0	20.0	5.1	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物			○													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.4	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○													300	60	30	19	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
41	蒸発残留物			○													500	100	50	74	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
42	陰イオン界面活性剤			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン			○		○	○	○	○		○						0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール			○		○	○	○	○		○						0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤			○													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類			○													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.4	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.7	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
		9	11	52	11	11	26	11	9	24	9	9	24				項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

令和8年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 祁答院地域 (牟田)

<採水地点：自然公園管理事務所>

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されな ないこと	-	-	検査されな ないこと	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
4	水銀及びその化合物			○													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
5	セレン及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
6	鉛及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
8	六価クロム化合物			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
9	亜硝酸態窒素			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○				○				○		10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物			○													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
14	四塩化炭素			○													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
15	1,4-ジオキサン			○													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
17	ジクロロメタン			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
18	テトラクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
19	トリクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
20	ペルフルオロカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)			○			○				○				○		0.00005	0.000010	0.000005		令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度 (3年間) まで1年に4回以上の検査 (水道法：4回/年)
21	ベンゼン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
22	塩素酸			○			○				○				○		0.6	-	-	0.19	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
23	クロロ酢酸			○			○				○				○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
24	クロロホルム			○			○				○				○		0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
25	ジクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
27	臭素酸			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
28	総トリハロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
29	トリクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン			○			○				○				○		0.03	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
31	ブロモホルム			○			○				○				○		0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
32	ホルムアルデヒド			○			○				○				○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
35	鉄及びその化合物			○													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
36	銅及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物			○													200	40.0	20.0	7.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
38	マンガン及びその化合物			○													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.2	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)			○													300	60	30	40	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)
41	蒸発残留物			○													500	100	50	115	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
42	陰イオン界面活性剤			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
43	ジェオスミン			○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール			○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤			○													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類			○													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.9	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
		9	9	52	9	9	23	9	9	23	9	9	23				項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」